

第 7 章 計画の推進体制

1. スポーツ行政の総合的な推進と進行管理

(1) 市民との協働

スポーツ振興を推進していくために、行政は市民のスポーツ活動の現状や要望に耳を傾け、よりよい環境にするとともに、多種多様な大会や教室、イベントを開催していきます。また、市民が積極的にスポーツ活動をするとともに、ボランティアとして活動に参画するなど、行政と市民の協働体制を構築していきます。

(2) スポーツ団体等との連携

各スポーツ団体の活動内容を把握するとともに、情報交換の機会を増やし、連携していきます。また、スポーツ推進審議会を定期的を開催し、スポーツ振興における問題や課題を協議していきます。

(3) 行政関係部署との連携

市では基礎体力・競技力の向上だけではなく、子どもから高齢者、また障がい者のスポーツ活動等、各種事業を通して支援していきます。また、行政関係部署との調整及び連携を図り、満足度の高い各種施策・事業を展開していきます。

2. 計画の進行

本計画の推進にあたっては、市民と行政、スポーツ団体や関係機関が一体となって積極的に取り組んでいきます。また、スポーツツーリズムの推進による交流人口の拡大や地域経済への波及効果など地域の活性化を進めます。

3. 計画の進行管理

本計画に掲げた施策・事業については、神栖市スポーツ推進審議会において、実施状況を報告、また審議するとともに、計画内容についても適宜、見直し及び検討することにより、計画の進行管理に取り組んでいきます。